

一般競争入札

令和2年度レンタカー貸借業務（環境省関係） 一式

入札説明書

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件令和 2 年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注する令和 2 年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）福島県

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和 2 年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係） 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 自家用自動車有償貸渡許可書を有し、福島市内又は南相馬市内に営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、令和 2 年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
 - ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 2）
 - イ 自家用自動車有償貸渡許可書（写）
 - ウ 全部事項証明書（登記簿）謄本 原本
提出日 3 か月以内に発行されたもの。
 - エ 納税証明書（法人税、消費税、地方消費税関係） 原本
 - オ 納税証明書（県税関係 福島県税を課税されている者のみ） 原本
 - カ 営業所の所在地を確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問合せ先
 - 郵便番号 960-8688
 - 住所 福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県庁西庁舎 9 階
 - 機関名 福島県教育庁文化財課
 - 電話番号 024-521-7787
 - F A X 024-521-7974
- (2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所
令和 2 年 3 月 4 日（水）から同月 16 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに福島県教育庁文化財課に提出すること。
なお、申請書類は持参又は郵送とする。（提出期間内必着とする。）

おって入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により通知する。

- (3) 入札書及び開札の日時及び場所
日 時 令和2年3月26日（木）午前9時30分
場 所 福島県庁西庁舎9階 教育委員室
（福島市杉妻町2番16号）

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5の（3）に示す提出日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には次の書類を添付しなければならない。
ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）の写し
イ 委任状（様式5） ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
ア 入札書には仕様書の内容に係る総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和2年3月16日（月）午後5時15分までに5の（1）に示す場所に提出すること。ただし、財務規則第249条第1項第1号に定める入札保証保険により免除を受けようとする者はこの限りでない。
ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）
イ 履行実績証明書（様式7）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の（2）で指定する書類確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、令和2年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により令和2年3月9日（月）までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。
福島県教育委員会教育長は、同じく令和2年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により令和2年3月13日（金）に福島県教育委員会ホームページ上に回答を掲載する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 本件の契約については、その契約に係る予算が福島県議会で議決され、令和2年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、成立するものとする。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 日付、記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに談合によると認められる入札
- (12) その他県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引

かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付においては、財務規則第231条及び第233条の規定による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約条項は、令和2年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）契約書（案）による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8688

住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎9階

機 関 名 福島県教育庁文化財課

電話番号 024-521-7787

F A X 024-521-7974

(別記1)

(担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第百六十九条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 福島県債証券 額面全額
 - 二 国債証券 額面全額の十分の八
 - 三 地方債証券 (福島県債証券を除く。) 額面全額の十分の八
 - 四 特別の法律により法人の発行する債券 時価の十分の八
 - 五 知事が確実であると認める社債券 時価の十分の八
- 2 記名証券を保証金その他の担保にあてる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。
- 3 登録社債等を保証金その他の担保にあてる場合においては、社債等登録法 (昭和十七年法律第十一号) により登録をさせ、登録済証を徴さなければならない。
- (昭四三規則四四・全改)

(別記2)

(入札保証金の減免)

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - 二 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国 (予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 四 その他別に定めるとき。
- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

(昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・平四規則二一・平一九規則三四・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二三規則二四・平二四規則二九・平二八規則三〇・一部改正)